

愛媛県内の登録博物館・指定施設

○登録博物館

博物館の名称 (外部リンク)	博物館の所在地	館種	設置者の名称	設置者の住所	当初登録 年月日	法改正後の 登録年月日
愛媛文華館	今治市黄金町二丁目6-2	美術	公益財団法人 愛媛文華館	今治市黄金町二丁目6-2	S38.5.31	
大山祇神社宝物館	今治市大三島町宮浦3327	歴史 美術	宗教法人 大山祇神社	今治市大三島町宮浦3327	S43.1.13	
大三島海事博物館	今治市大三島町宮浦3327	歴史 動植物	一般財団法人 大三島海事博物館	今治市大三島町宮浦3327	S46.4.23	
宇和島市立伊達博物館	宇和島市御殿町9-14	歴史	宇和島市	宇和島市曙町 1	S49.5.9	
大洲市立博物館	大洲市中村618-1	総合	大洲市	大洲市大洲690-1	S53.3.28	
松山市立子規記念博物館	松山市道後公園1-30	歴史	松山市	松山市二番町四丁目7-2	S56.8.21	
愛媛県総合科学博物館	新居浜市大生院2133-2	科学	愛媛県	松山市一番町四丁目4-2	H12.4.1	
愛媛県歴史文化博物館	西予市宇和町卯之町4-11-2	民族 考古 歴史	愛媛県	松山市一番町四丁目4-2	H12.4.1	
愛媛県美術館	松山市堀之内	美術	愛媛県	松山市一番町四丁目4-2	H12.4.1	
今治市 村上海賊ミュージアム	今治市宮窪町宮窪1285	歴史	今治市	今治市別宮町一丁目4-1	H16.11.16	
東温市立歴史民俗資料館	東温市見奈良509-3	歴史	東温市	東温市見奈良530-1	H18.8.28	
伊丹十三記念館	松山市東石井一丁目6-10	美術	公益財団法人 ITM伊丹記念財団	松山市東石井一丁目6-10	H19.6.18	R5.9.29
松山市考古館	松山市南斎院町乙67-6	歴史	松山市	松山市二番町四丁目7-2	R2.12.21	R6.3.6
伊方町文化交流施設 佐田岬半島ミュージアム	西宇和郡伊方町塩成乙293	歴史	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	—	R6.6.26
愛媛民芸館	西条市明屋敷238-8	美術	公益財団法人 愛媛民芸館	西条市明屋敷238-8	S43.3.7	R6.12.18
新居浜市美術館	新居浜市坂井町二丁目8-1	美術	新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5-1	H27.11.16	R7.3.5
四国中央市歴史考古博物館 —高原ミュージアム—	四国中央市川之江町2217-83	歴史 考古	四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6-55	—	R7.7.23
今治市大三島美術館本館	今治市大三島町宮浦9099-1	美術	今治市	今治市別宮町一丁目4-1	H30.2.8	R8.3.18
今治市大三島美術館別館 ところミュージアム大三島	今治市大三島町浦戸2362-3	美術	今治市	今治市別宮町一丁目4-1		
今治市大三島美術館別館 今治市 岩田 健 母と子のミュージアム	今治市大三島町宗方5208-2	美術	今治市	今治市別宮町一丁目4-1		
今治城	今治市通町三丁目 1 - 3	歴史	今治市	今治市別宮町一丁目4-1	—	R8.3.18

今治市玉川近代美術館 (徳生記念館)	今治市玉川町大野甲86-4	美術	今治市	今治市別宮町一丁目4-1	—	R8.3.18
坂の上の雲ミュージアム	松山市一番町三丁目20	歴史	松山市	松山市二番町四丁目7-2	H19.6.18 (指定施設登録)	R.8.5.12

※ 1 登録博物館：博物館法第2条で定義される博物館のうち、当該博物館の所在する都道府県教育委員会の登録を受けた施設です。

※ 2 法改正後の登録年月日：R5.4.1の改正法施行日以降に申請を行った施設が登録を受けた年月日です。

○指定施設（みなし指定施設を含む）

施設の名称 (外部リンク)	施設の所在地	館種	設置者の名称	設置者の住所	法改正前の 指定年月日	法改正後の 指定年月日
愛媛県立とべ動物園	伊予郡砥部町上原町240	動物園	愛媛県	松山市一番町四丁目4-2	S30.12.28	
高畠華宵大正ロマン館	東温市下林丙654-1	美術	有限会社カドヤ	四国中央市川之江町2275-6	H19.1.24	
町立久万美術館	上浮穴郡久万高原町菅生 2番耕地1442-7	美術	久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万 212	H24.6.8	
新居浜市広瀬歴史記念館	新居浜市上原2-10-42	歴史	新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5-1	H11.9.22	R5.11.6
西条市立西条郷土博物館	西条市明屋敷237-1	総合	西条市	西条市明屋敷164	S34.4.6	R6.10.11

※ 1 指定施設（博物館に相当する施設）：博物館法第31条により規定された施設です。

博物館の事業に類する事業を行う施設で、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に、博物館に相当する施設として指定されたものです。

※ 2 法改正後の指定年月日

：R5.4.1時点で旧博物館法第29条の指定を受けていた施設については、R5.4.1の改正法施行後に、博物館法施行規則第24条第1項の要件を満たしていると確認を受けた年月日を記載しています。
(R5.4.1時点で旧博物館法第29条の指定を受けていた施設は、博物館法施行規則第24条第1項の要件を満たすまで「みなし指定施設」となります。)

(令和8年9月14日現在)